

令和7年度鳥取県トップアスリート派遣事業実施要項

体育保健課

1 目 的

鳥取県の児童生徒は、体力・運動能力が低下傾向にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向であるとともに、年々朝食の欠食及びスクリーンタイムが増加し、睡眠時間が減少するなど、基本的な生活習慣の定着にも課題がある。そのため、運動の楽しさを体験する機会を充実させ、運動意欲の向上を図り、主体的に運動に取り組む子どもの育成が急がれる。

そのような課題を改善するために、鳥取県にゆかりのある日本を代表するトップアスリートが学校等を訪問し、講話や実技指導等を行うことにより、子どもたちに運動の楽しさや大切さ、食事、睡眠等の重要性等を伝えることで、運動意欲の向上や生活習慣の改善を図るとともに、鳥取県から全国大会や世界大会で活躍できる可能性を実感し、夢に向かって進もうとする子ども達の意欲の向上を目的として本事業を実施する。

2 事業内容

(1) 鳥取県トップアスリートバンクの開設

県は、鳥取県にゆかりのある次の要件に該当するトップアスリート（以下「アスリート」という。）を「鳥取県トップアスリートバンク」（以下「アスリートバンク」という。）に登録する。

- ①鳥取県出身者、若しくは鳥取県に現在在住、又は過去鳥取県に在住し、国際大会に出場又は全国規模の大会で入賞した者
- ②事業の趣旨に賛同し、派遣希望に応じることができる者

(2) アスリートのバンク登録

- ①推薦団体は、本人の「同意書（様式1）」を添えて体育保健課に「鳥取県トップアスリート派遣事業に係る派遣アスリート候補推薦書（様式2）」を提出する。
- ②県（体育保健課）は内容を審査し、要件に該当するアスリートを登録する。
- ③県（体育保健課）は、審査結果を推薦団体及び本人に通知する。また、登録した場合は、本人の求めに応じて所属長等へ通知する。

※推薦は随時受け付ける。推薦は自薦も可。

(3) アスリートバンク登録の更新及び抹消について

- ①アスリートバンクの登録更新は、3月末に当課から文書により依頼する。
- ②本人から登録抹消の申し出があった場合、推薦団体がある場合は了解を得て、登録を抹消する。
- ③年度初めに本人及び推薦団体に文書により通知する。

(4) アスリートの区分

アスリートは次のA区分又はB区分に登録される。

A区分：県職員（会計年度任用職員を含む）以外のアスリート

B区分：県職員（スポーツ指導員）のアスリート

(5) アスリートの活動

県内の学校等からの要請により、アスリートを派遣する。派遣されたアスリートは依頼された学校との協議により、次の活動を行う。

- ①講 演 体験談等によるスポーツのよさや楽しさ等を伝える
- ②実技指導 競技の専門性を生かした技術的な指導
- ③そ の 他 派遣先団体が希望する内容でアスリートの承諾を得られるもの

(6) 派遣先

派遣先は以下のとおりとし、いずれも子どもを中心に活動が行われる団体であること。

県内の幼稚園、保育所、小、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、スポーツ団体、社会教育団体（PTAや子ども会等）、地域スポーツクラブ

(7) 派遣期間

令和7年5月1日（木）から令和8年2月28日（土）までとする。

(8) 経 費

A区分については謝金を県が負担（1回1万円）、旅費は派遣先が負担することとし、B区分については謝金、旅費ともに原則不要とする。ただし、土日、祝日に実施の場合はこの限りではない。

A区分の県外在住者の旅費については、鳥取県トップアスリート派遣事業補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）に従い、旅費の一部を補助するので、補助を希望する場合は派遣通知到着後、補助金要綱様式第1号及び第2号により申請する。

謝金については派遣先からの報告書受理後、口座振替により県が支払う。

(9) 派遣希望

派遣を希望する場合は、体育保健課ホームページから「派遣申込書（様式3）」をダウンロードし、下記提出先まで申し込む。

※体育保健課ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/237135.htm>

※A区分については、原則、実施希望日の4週間前までに申し込むこと。

(10) 派遣までの調整

- ①県は希望する団体及び登録アスリートと日程、内容の調整を行い、派遣日を設定し、希望団体に決定通知、アスリートへ派遣依頼を行う。
- ②派遣が決定した学校等は、県及びアスリートと連絡を取り、当日の活動等について調整を行う。

(11) 報 告

派遣された学校等は、事業実施後2週間以内に「派遣実施報告書（様式4）」を体育保健課ホームページからダウンロードし、活動の様子を撮影した写真等を添付して報告すること。なお、写真は県の広報誌や県ホームページに掲載されることを了解したものとする。

3 その他

- (1) 登録や派遣において、取り決めが必要な事項が生じたときは、県（体育保健課）において定めるものとする。

(2) 担当・書類提出先

体育保健課 学校体育担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

電 話：0857-26-7522

ファクシミリ：0857-26-7542

電子メール：taiikuhoken@pref.tottori.lg.jp

※市町村（学校組合）立学校、園は所管の教育委員会を経由して提出する。